

道内中小企業の防災・減災対策支援の取組

2021年9月28日

経済産業省北海道経済産業局

(本発表資料のお問い合わせ先)
経済産業省北海道経済産業局
産業部 中小企業課 (担当者: 藤田・木村・高橋)
電話: 011-709-2311 (内線2575)
E-mail: hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp

【目次】

- 1. 自然災害による事業停止リスクを無視できない現状**
- 2. 中小企業強靱化法/事業継続力強化計画 の概要**
- 3. 北海道内の「事業継続力強化計画」の認定状況**
- 4. 中小企業の防災・減災対策に向けた支援の取組**

参考資料

- ・エネルギー確保等の強靱化に資する支援策例**
- ・BCP（事業継続計画）策定を支援するツール 等**

1. 自然災害による事業停止リスクを無視できない現状

- 近年は気候変動等の影響により、自然災害は激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生。

【北海道内の近年の大規模災害の例】



・総被害額 約1,916億円
・商工業等被害額 約42億円

(北海道「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」)

平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(写真：南富良野町の浸水被害状況)【北海道開発局HP】



・総被害額 約2,320億円
(北海道「北海道胆振東部地震被害の概要」)

・中小企業被害額 42億円
(中小企業庁「中小企業白書2019」)

平成30年北海道胆振東部地震
(写真：厚真町の大規模土砂崩落)【北海道開発局HP】

【全国における近年の大規模災害の例】



平成28年熊本地震
(阿蘇大橋地区の大規模土砂災害)
【国土交通省HP】



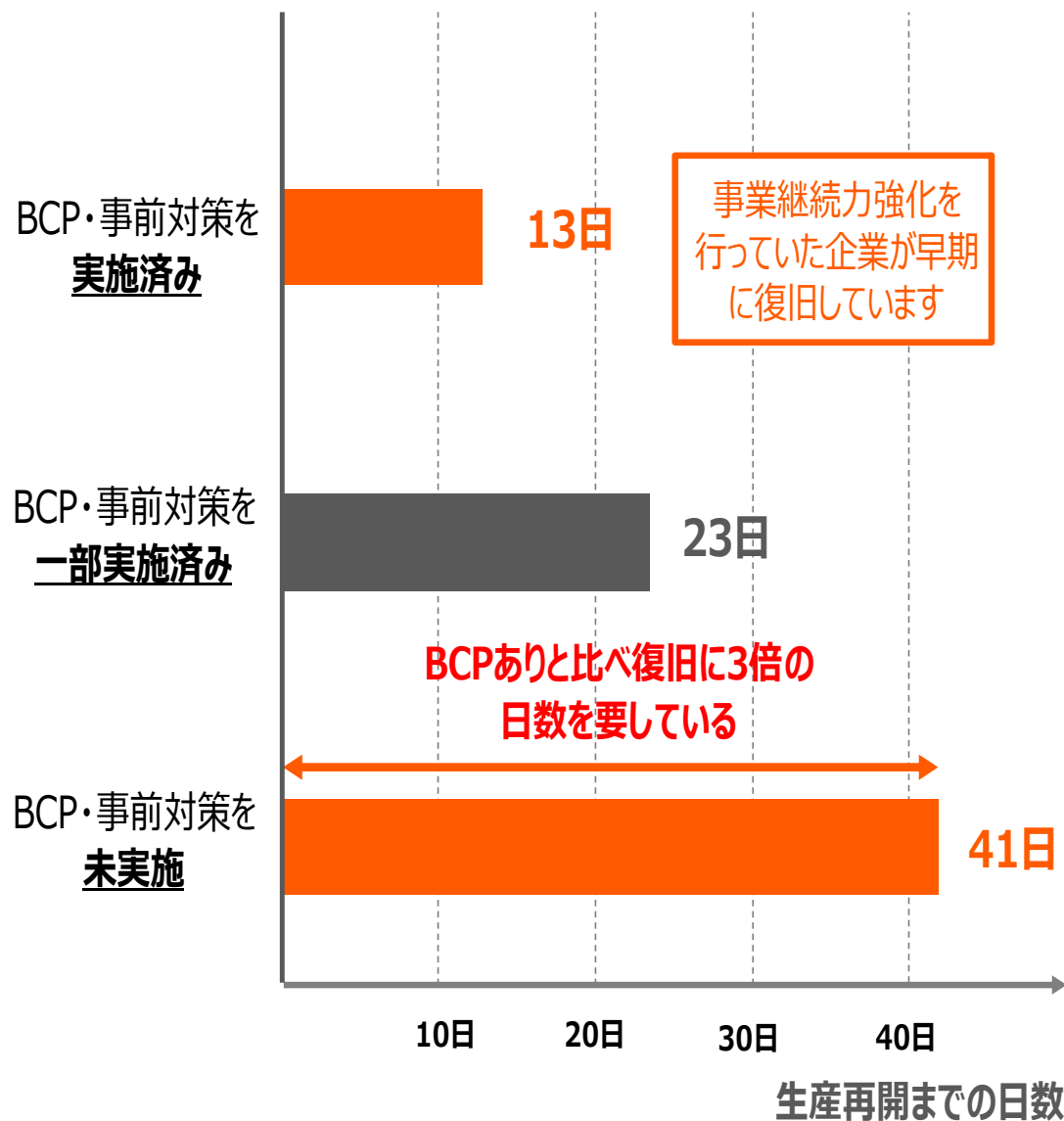
平成30年7月豪雨
(岡山県倉敷市真備町の浸水被害状況)
【国土交通省HP】



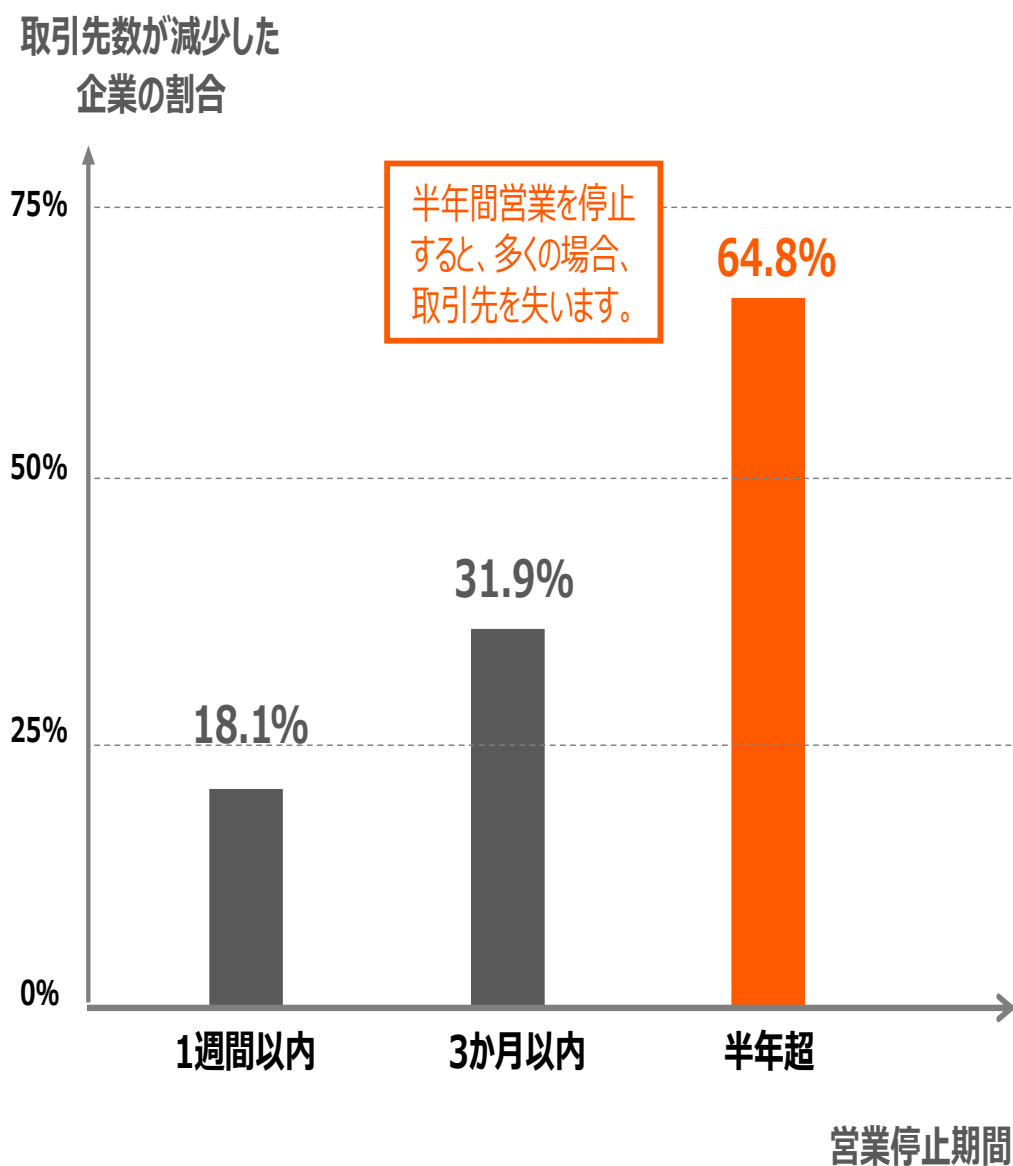
令和元年東日本台風
(千曲川における浸水被害状況)
【国土交通省HP】

防災・減災対策により自然災害がもたらす経営への影響を最小限にすることが不可欠

「事前の備えの有無」が、 復旧時間に大きな違いをもたらす



「事業再開の遅れ」は、 取引先数の減少を引き起こす



(出典) 中小企業等強靱化対策事業テキスト (中小企業庁・トーマツ)
中小企業強靱化研究会中間とりまとめ (平成31年1月)

2. ①中小企業強靱化法（2019年7月16日施行）の概要

- 各地で自然災害が頻発する中、事前の備えの有無が企業経営を左右する。
- 低利融資や税制優遇など様々な角度から、中小企業の事業継続力強化を支援。

1. 中小企業の防災・減災対策の強化（中小企業等経営強化法の改正）

(1) 国による**基本方針**の策定

- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者に期待される協力

(2) 経済産業大臣による防災・減災対策に関する**計画の認定**

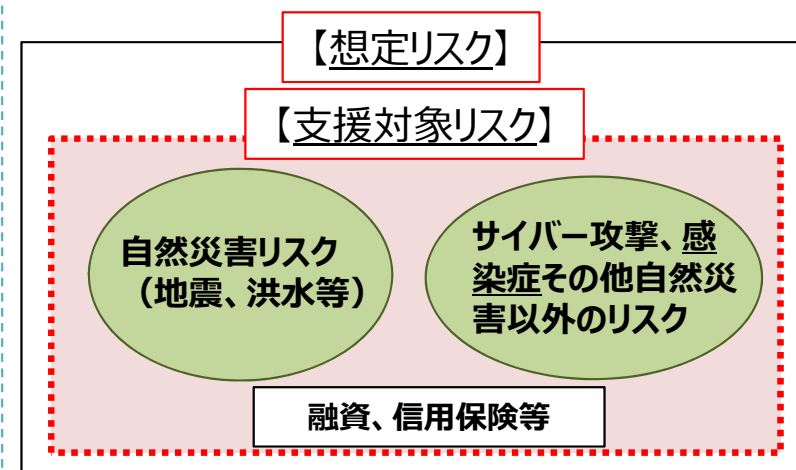
- ① 中小企業が単独で行う「**事業継続力強化計画**」
- ② 複数の中小企業が連携して行う「**連携事業継続力強化計画**」

(3) 認定計画に基づく取組に対する**支援策**

- ① 防災・減災設備に対する税制措置
- ② 補助金採択にあたっての優遇措置
- ③ 金融支援（信用保証、低利融資等） 等

(4) 関係者による協力（助言、研修、情報の提供その他）

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、「**感染症リスクに備えるための事業継続力強化計画**」に対しても支援措置を講じることができるよう、「**基本方針**」を改正（2020年10月1日施行）



法に紐付く支援措置の適用対象に、感染症等の「自然災害以外のリスク」を追加

2. 商工会・商工会議所による支援体制の強化（小規模事業者支援法の改正）

- 商工会・商工会議所の業務として、災害対策の普及啓発や発災時の対応を明確化（「**事業継続力強化支援計画**」の策定／都道府県知事が認定）

2. ②「事業継続力強化計画」認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災等の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局長)

認定対象事業者

- 防災・減災等に取り組む中小企業・小規模事業者

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む**目的**
- ハザードマップ等を活用した**自然災害等のリスク**と事業活動への**影響**の想定
- 発災時の**初動対応手順**（安否確認、非常時体制、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害等から守るための**現状と事前対策（今後の取組）**
※「**自社にとって必要で、すぐにでも始めることができる取組**」を記載！
- 平時からの**推進体制**（経営層のコミットメント）と、**訓練、教育等**の実施
- （**連携して取り組む場合**）連携体制と取組、取組に向けた関係者の合意

BCPの中でも最低限
押さえておくべき項目
に絞られた内容！

認定を受けた中小企業に対する支援策

- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金の優先措置**（ものづくり補助金等）
- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- 中小企業庁HP・局HPでの**認定企業の公表**
- 認定企業に活用いただける**ロゴマーク**の付与
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）



計画認定で活用できる支援策例①（中小企業防災・減災投資促進税制）

- 認定を受けた「事業継続力強化計画（または連携事業継続力強化計画）」に従って行われた一定の設備投資に係る税制支援策。

【税制の概要】

- 対象者：令和5年（2023年）3月31日までの間に、自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者
- 支援措置：特別償却20%
（令和5年（2023年）4月1日以降に取得等をする資産は18%）
- 対象設備：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする設備

（対象設備一例 ～本税制の運用に係る実施要領※参照～）

- －機械及び装置（100万円以上）
：自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置 等
- －器具及び備品（30万円以上）
：自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、感染症対策のサーモグラフィ装置
- －建物附属設備（60万円以上）
：自家発電設備、配電設備、無停電電源装置、浄水装置、止水板 等

【税制活用事例】(有)松尾電気商会（浜頓別町）

- 同社は、地域の電気設備工事やメンテナンスを担う企業。同社の所在地域で唯一の電力会社指定工事店となっており、自然災害発生後も着実に事業継続することが不可欠。
- 町策定のハザードマップ等を踏まえて、事業活動に与える影響が最も大きい自然災害等は「津波災害」と認識。
- こうした災害による二次災害「停電」への対策を講じるべく、災害後に3日間の運転が可能な大型の自家発電設備を導入（2020年6月）。



導入設備
（カタログより）

【事業継続力強化計画】（2020年5月26日付認定）

(有)松尾電気商会 <電気工事業>
代表取締役 松尾 誠 氏
枝幸郡浜頓別町大通5丁目16番地
従業員数3名（認定申請時） 1982年2月17日設立

※「実施要領」掲載ページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei>

計画認定で活用できる支援策例②（ものづくり補助金）

- 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する補助事業。
- 「事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業・小規模事業者は、本補助金の採択審査で加点。（補助事業申請締切日時点で「認定済及び計画期間内」の場合のみ）

【補助事業の概要】

（正式名称：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）

<一般型>

- 対象者：以下の要件のいずれも満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等

要件① 付加価値額 +3%以上/年

要件② 給与支給総額 +1.5%以上/年

要件③ 事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

- 補助上限：1,000万円

○補助率：

【通常枠】 中小企業 1/2、小規模事業者 2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 2/3

○補助対象経費：

新製品や新サービス提供のための機械設備購入やシステム構築 等

○次回の応募締切： 2021年11月11日17時

（申請は電子申請システムのみでの受付）

【本補助事業の応募・問い合わせ先】ものづくり補助金事務局

TEL：050-8880-4053 <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

【本事業活用事例】(株)平野鉄工所（釧路市）

- 金物等製造、ガソリタンク等の各種機器設置工事、地下タンク内面ライニング工事などを展開。
- こうした実績により多くの依頼を受けるが、近年では中・小型の金物製造依頼が増加。
- 外注対応が多かった本工程を内製化し、「外注先の動向に左右されない製造体制の確立」して生産性等を高めるべく、プレスブレーキを導入。



導入機械
(イメージ図)

⇒釧路信用金庫のフォローのもと、自社を取り巻く自然災害等リスク（地震、津波、洪水等）の把握や被害軽減の事前対策等を「事業継続力強化計画」としてまとめ、導入する機械の自然災害等による損傷リスクを低減。

【事業継続力強化計画】（2021年1月8日付認定）

(株)平野鉄工所 <金属製品製造業>

代表取締役 平野 康行 氏

釧路市入舟5丁目2番2号

従業員数3名（認定申請時）1993年3月31日設立

3. ①北海道内の「事業継続力強化計画」の認定状況（業種別）

- 北海道経済産業局では、認定制度開始（2019年7月16日）以降、累計で905件*（単独計画894件・連携計画11件）の計画を認定（2021年7月末時点）。
- 認定先を業種別に見ると、「製造業その他」が580件（64%）と最多。
- 「製造業その他」の内訳を見ると、製造業245件（42%）、建設業217件（37%）、保険業47件（8%）と続く。

* 2021年9月27日時点速報値：約1,000件（精査中）

図1 業種別（大分類ベース※）の認定割合（2021年7月末）

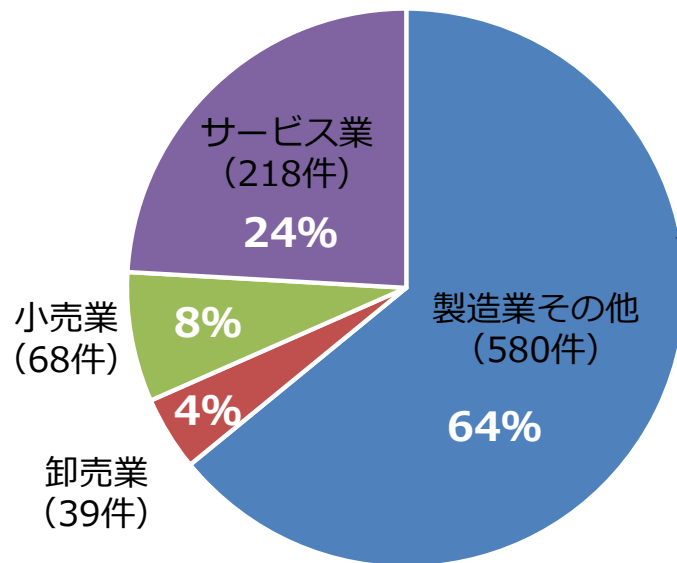


図2 「製造業その他」内の認定割合（中分類ベース※）（2021年7月末）

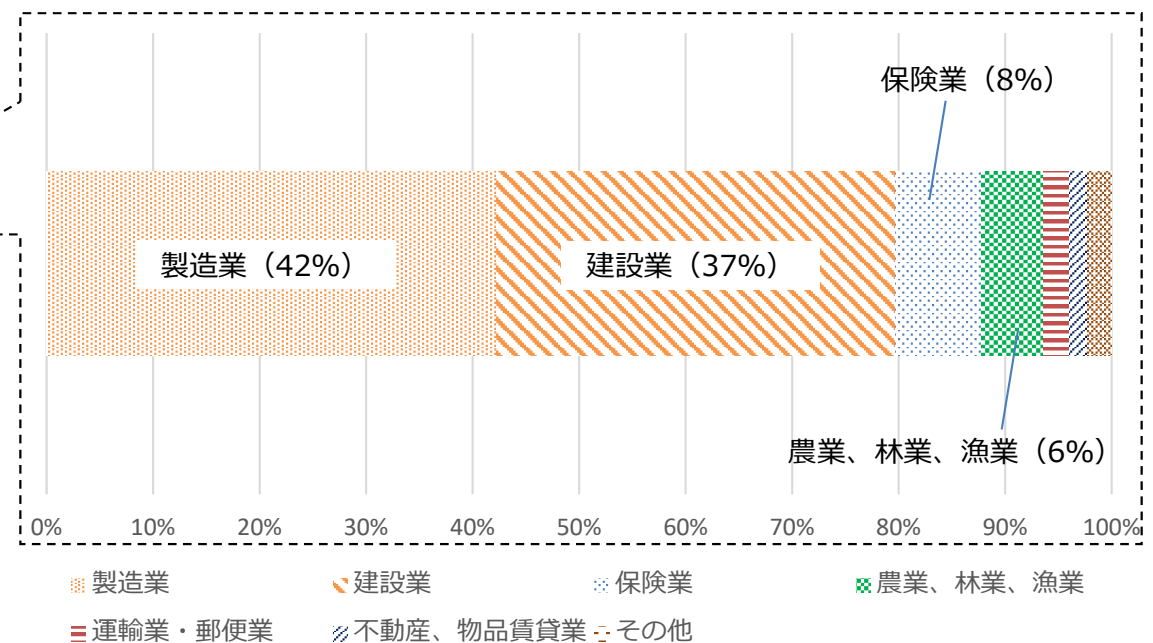


図3 認定数の多い業種（中分類ベース※）（2021年7月末）

	製造業	建設業	医療業	専門・技術サービス業	保険業	農業、林業、漁業	飲食店
2021年7月末	245件	217件	58件	56件	47件	34件	34件

※中小企業等経営強化法第2条第1項の定義を踏まえつつ、日本標準産業分類に沿って整理。

（図1～3）北海道経済産業局調べ

【参考】「事業継続力強化計画」の都道府県別認定数（2021年7月末時点）

都道府県	令和元年度 (8月～3月)	令和2年度	令和3年度 (4月)	令和3年度 (5月)	令和3年度 (6月)	令和3年度 (7月)	累計
北海道		161 (8)	595	26 (1)	42 (2)	39	42 (11) 905
青森県		27	52	1	0	9	3 92
岩手県		19	84	6	1	7	7 124
宮城県	(1)	63 (5)	157	9	11 (1)	13 (1)	10 (8) 263
秋田県		17	62	2	11	10	7 109
山形県		57	188	6	11	20	9 0 291
福島県		71	179	0	2	20	14 0 286
〔東北地方合計〕	(1)	254 (5)	722	0 24	0 36 (1)	79 (1)	50 (8) 1,165
茨城県		150	430	17	17	36	40 0 690
栃木県		65	253 (1)	13	14	17	24 (1) 386
群馬県	(1)	145 (3)	480 (1)	23	11	34	21 (5) 714
埼玉県		189 (3)	693	26 (1)	45	56	63 (4) 1,072
千葉県	(2)	120 (2)	548	33 (1)	46	52	46 (5) 845
東京都	(4)	546 (8)	2,291 (1)	96	185 (1)	193 (3)	196 (17) 3,507
神奈川県	(3)	238 (5)	951	48	74 (1)	65	70 (9) 1,446
新潟県		89 (2)	262 (1)	7	30	26	23 (3) 437
山梨県		26	169	16	23 (1)	31	36 (1) 301
長野県	(2)	148	320	9	13	18	8 (2) 516
静岡県	(2)	401 (4)	976	61	63	101	71 (6) 1,673
〔関東地方合計〕	(14)	2,117 (27)	7,373 (4)	349 (2)	521 (3)	629 (3)	598 (53) 11,587
富山県		76 (10)	264 (1)	11 (2)	6	10	9 (13) 376
石川県	(1)	47 (11)	188	9 (2)	5 (5)	13 (1)	11 (19) 273
愛知県	(1)	392 (6)	1,410 (3)	56 (2)	70 (2)	120	107 (14) 2,155
岐阜県		95 (3)	455	22	10	18 (2)	26 (3) 626
三重県		72 (2)	629	24	14	20	35 (2) 794
〔中部地方合計〕	(2)	682 (32)	2,946 (4)	122 (6)	105 (7)	181 (3)	188 (51) 4,224
福井県		40 (13)	195 (2)	9 (3)	10 (5)	19 (4)	13 (27) 286
滋賀県		56 (1)	175	8	7	11	20 (1) 277
京都府		112 (1)	403	32	16	24	26 (1) 613
大阪府	(1)	534 (9)	1,705	88 (3)	90 (1)	118	170 (14) 2,705
兵庫県		313 (2)	1,310	109 (2)	63	61	64 (4) 1,920
奈良県		64	258 (1)	11	18	19	19 (1) 389
和歌山県	(1)	58 (3)	207	11	8	9 (1)	13 (5) 306
〔近畿地方合計〕	(2)	1,177 (29)	4,253 (3)	268 (8)	212 (6)	261 (5)	325 (53) 6,496
鳥取県	(1)	26	40 (1)	3	0	3	5 (2) 77
島根県		21	63	2	0	5	5 0 96
岡山県		180 (3)	442 (6)	33 (1)	12	38 (3)	69 (13) 774
広島県	(1)	173 (2)	449 (1)	29 (1)	2 (1)	51 (4)	47 (10) 751
山口県		122	191	15	1	11	26 0 366
〔中国地方合計〕	(2)	522 (5)	1,185 (8)	82 (2)	15 (1)	108 (7)	152 (25) 2,064
徳島県		42	134	7	12 (1)	12	3 (1) 210
香川県		99 (1)	224	7	15	24	6 (1) 375
愛媛県	(1)	93	248	8	21	13	4 (1) 387
高知県		64 (2)	125	1	4	8	1 (2) 203
〔四国地方合計〕	(1)	298 (3)	731 0	23 0	52 (1)	57 0	14 (5) 1,175
福岡県		239 (4)	847	15	17	37 (1)	46 (5) 1,201
佐賀県		55	145	3	3	6 (1)	13 (1) 225
長崎県		122	215	2	10	11	17 0 377
熊本県	(2)	78 (2)	175	19	8	15 (1)	12 (5) 307
大分県		63 (4)	121 (1)	3	2	9	6 (5) 204
宮崎県		54 (1)	145	6	5	7	7 (1) 224
鹿児島県	(1)	73	132	22	5	6	6 (1) 244
〔九州地方合計〕	(3)	684 (11)	1,780 (1)	70 0	50 0	91 (3)	107 (18) 2,782
沖縄県		25	122 (1)	14 0	10 0	8 0	9 (1) 188
合計	(25)	5,920 (120)	19,707 (21)	978 (19)	1,043 (21)	1,453 (22)	1,485 (228) 30,586

都道府県別 認定件数順

	累計	2019年度 (8～3月)	2020年度	2021年度 (4～7月)	
1	東京都	3,507	546	2,291	670
2	大阪府	2,705	534	1,705	466
3	愛知県	2,155	392	1,410	353
4	兵庫県	1,920	313	1,310	297
5	静岡県	1,673	401	976	296
6	神奈川県	1,446	238	951	257
7	福岡県	1,201	239	847	115
8	埼玉県	1,072	189	693	190
9	北海道	905	161	595	149
10	千葉県	845	120	548	177
	全国計	30,586	5,920	19,707	4,959

※左記表中の（ ）内の数字は「連携事業継続力強化計画」の認定件数（内数）

（出所）中小企業庁HP

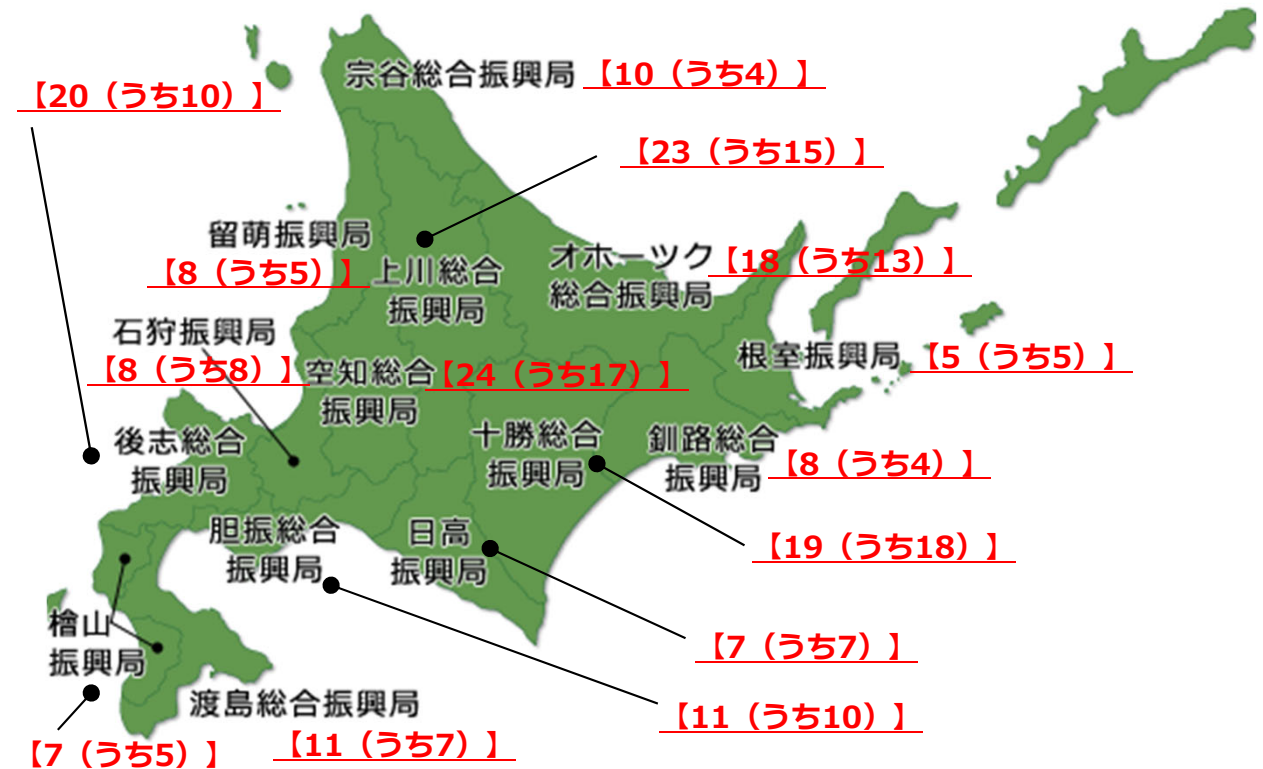
3. ②北海道内の「事業継続力強化計画」の認定状況（地域別）

- 道内179市町村の状況を見ると、1事業者以上の認定事業者が存在する自治体は128自治体（2021年7月末）。
- 市町村別に見ると、認定数の多い順に札幌市（241件）、旭川市（59件）、帯広市（59件）、北見市（49件）、函館市（44件）などとなっている。
- 振興局別に見ると、石狩振興局（管内8自治体）・日高振興局（同7自治体）・根室振興局（同5自治体）では振興局内すべての自治体に認定事業者が存在。続いて、胆振総合振興局（同11自治体のうち10自治体）、十勝総合振興局（同19自治体のうち18自治体）などとなっている。

図4 認定数の多い市町村
(2021年7月末で10件以上の認定がある自治体)

	2021年7月末
札幌市	241件
旭川市	59件
帯広市	59件
北見市	49件
函館市	44件
苫小牧市	35件
釧路市	25件
小樽市	18件
恵庭市	12件
芽室町	11件
石狩市	10件

図5 振興局管内の自治体数（うち認定事業者のいる自治体数）



認定事例①遠隔地の同業者との業務提携で同時被災を避ける ～(株)きむらクリーニング【新ひだか町】

- 2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、全道停電を経験。同社は2日ほどで電源が復活したものの、5日も停電した地区があったこと、電気はもとより重油の供給が止まったこと等を受け、自然災害による二次災害の可能性を痛感。そこで、事業継続力強化の取組を本格化。
- 取組を進めるにあたり、「**雇用している障がい者への災害時の配慮**」「**遠隔地の同業者との業務提携**」を重点対策と位置づけ、**まずは自社のみの計画を策定**。
- その後、災害時にもサプライチェーンとしての役割を果たすため、同時被災の確率が低そうな**同業3社による連携計画に発展**させた。

重点対策

主な対策や変化

防災や減災効果・経済効果

雇用している障がい者への災害時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起こりうる被害想定を、あらためて確認した。 ・ 災害時にも、障がい者が安心して働ける職場環境を整えている。
遠隔地の同業者との業務提携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同時に被災する可能性の少ない、同業3社で相互補完的な協力関係を結んだ。

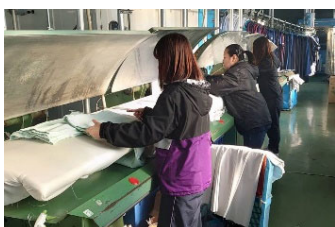


<ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップで、自社の立地している地区の被害想定や工場設備の耐震状況、連絡網などを定期的に確認するようになった。 ・ 災害時の混乱を防ぐために、障がいのある従業員を含め、緊急時の指揮系統や手順を決めておくことができた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時には3社で協力して人員補助や代替生産を行うなど、早期復旧への具体的な取組案が作れた。

提携各社の所在地



- ①(株)きむらクリーニング【新ひだか町】
- ②(有)スタークリーニング【苫小牧市】
- ③ヤスダリネンサプライ(株)【大樹町】



【連携事業継続力強化計画】（2021年1月14日付認定）
（代表者の概要）

(株)きむらクリーニング <洗濯業>

代表取締役社長 木村 孝 氏

日高郡新ひだか町静内神森261-2

従業員数98名（認定申請時） 1964年9月1日設立

※本事例は次の「BCP(はじめの一步) HP」に掲載
<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/case/01/>

認定事例②災害対応に加えて「感染症」対応の備えも構築 ～十勝電材(株)【帯広市】

- **東日本大震災をきっかけに、社員が中心となって防災マニュアルを策定（年に一度見直し実施）。2018年9月に発生した北海道胆振東部地震ではブラックアウトを経験し、電設資材を扱う会社としてBCPの重要性を改めて認識。**
- **そこで、全日本電設資材卸業協同組合連合会が主催するBCP策定講座に参加するとともに、北海道中小企業団体中央会から紹介された専門家の知見も生かしてBCPを策定（2020年11月）。**
- **また、更なる災害対応力等の向上のため、支援策を活用すべく策定BCPをベースに「事業継続力強化計画」の策定・認定を受け、自家発電設備の導入に税制措置を活用予定。加えて、同計画には「感染症」対策も盛り込み、より広くリスクへの備えを講じている。**

＜新型コロナウイルス感染症への対応策＞（以下、小田島社長のお話）

- ・当社は事業継続力強化計画の内容に「**感染症**」対策を盛り込んでいたこともあり、新型コロナウイルス感染症拡大時にどのように対応するべきかが明確だったため即時対応ができた。特にBCPの観点から社員全員を予めラインワークスに登録させていたこともあり、体調変化等の安否確認がスムーズだった。
- ・これらの経験を無駄にしないように当時の行動記録を残しておき、年に一度行う防災計画内容の見直しに役立てるのはもちろん、緊急連絡先にも避難に関する行動計画をデータで共有し、いつでもどこでも確認できるようにしている。



＜税制活用＞



【自家発電設備】
非常用発電装置
/DCA-25LSKE
（2022年2月導入予定）

（出典）Denyo DCAシリーズ カタログ



【事業継続力強化計画】（2021年3月12日付認定）
十勝電材(株)＜機械器具卸売業＞
取締役社長 小田島 光紀 氏
帯広市西19条南1丁目7番地7
従業員数36名（認定申請時） 1962年6月21日設立

認定事例③策定したBCPは「見直し」が不可欠 ～東道路(株)【釧路市】

- 同社は2017年9月にBCPを策定済。
- しかし、BCPが各社各業態で異なるものであることを考えれば、策定したBCPが内容に過不足のないものとなっているかどうかに対する「正解」はないものと認識。
- そこで、策定済BCPの内容を改めて吟味しブラッシュアップさせることを目的に、「事業継続力強化計画」の認定制度を利用し、「自社を取り巻く自然災害等リスク」「人・モノ・カネ・情報等への被害想定」等を再チェック。また、策定済BCPをベースとした計画が「認定」を得ることで、策定済BCPに対する一定の評価が受けられた旨を社内外へ示すことができた。

東道路(株)がBCPを実行する上での基本方針

災害発生時に「地域の安全・安心を守る」という地域建設企業の社会的責任を果たすために、以下の基本方針のもとに事業継続計画を策定する。

- (1) 社員及び協力会社等の社員の生命・身体の安全確保
- (2) 当社の施設及び施工中現場の被害の軽減並びに二次災害の防止
- (3) 地域建設企業として、救助活動、復旧活動等への迅速な対応
- (4) 自社施工物件の被災状況確認と施主への復旧支援活動

(東道路(株) 山本 取締役総務部長のお話)

コロナ禍において「ウイルス」というリスクとどのように向き合うかなど、自然災害を主とした従来型の参集型BCPと異なる対応を取る必要がある新しい要素も現れてきております。

さらに、建設業は自然災害時において自社の事業継続よりも道路啓開などの応急復旧要請にどう応えるかに主眼が置かれ、会社が生き残るために策定する製造業・小売業などとはBCP策定目的が少々異なっております。

今般の計画認定を利用させていただき、BCP策定という正解のない取り組みのチェックポイントとさせて頂きました。



【事業継続力強化計画】（2020年10月21日付認定）
東道路(株) <舗装工事業>
代表取締役社長 白崎 義章 氏
釧路市城山1丁目10番5号
従業員数22名（認定申請時） 1970年6月25日設立

4. 中小企業の防災・減災対策に向けた支援の取組

- 北海道経済産業局では、関係機関・団体と連携しながら、以下の取組を通じて中小企業の防災・減災対策を支援し、「災害対応力・事業継続力」の強化を後押し。

(1) 災害対応力・事業継続力強化セミナー（仮称）の開催

自然災害等に対する「事前の備え」の重要性をはじめ、その対策を盛り込む「事業継続力強化計画」の策定ポイント等について説明を行うセミナーを開催。（関係機関等からの講師派遣依頼対応を含む）

<開催概要>

時期：2021年11月以降（複数回／オンライン開催等）

対象：中小企業・小規模事業者、中小企業支援機関 等

(2) 事業継続力強化計画（単独・連携）策定支援

（協力：中小機構北海道本部）

- ① 中小企業へ専門家を派遣し個別支援（ハンズオン支援）する事業（詳細：以下URL）を活用して実施。

https://kyoujinnka.smrj.go.jp/seminar_handson/

- ② 特にサプライチェーン強靱化等に資する「連携計画」の策定支援は、中小機構北海道本部に配置されている「強靱化支援人材」（中小企業診断士等）と連携して実施。

(3) 自治体向け説明会の開催

（協力：北海道）

発生が想定される自然災害等に関して「ハザードマップ」等により中小企業へ「事前の備え」を促す重要性や、中小企業が「防災・減災対策」で活用できる支援策等について紹介する説明会を開催。

<開催概要>

時期：2021年12月以降
（複数回／オンライン開催等）

「事業継続力強化計画」関連情報：北海道経済産業局HPをご覧ください

▶ 本文へ ▶ サイトマップ ▶ ご意見・お問い合わせ ▶ アクセス



<https://www.hkd.meti.go.jp/>

重要なお知らせ

▶ [新型コロナウイルス感染症関連情報](#)

ピックアップ ▼

- ▶ [中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック](#)
- ▶ [中小企業強靱化法（事業継続力強化計画）](#)
- ▶ [地域未来投資促進法](#)

こちらをクリック！



(事業継続力強化計画の提出・問い合わせ先)

- 事業継続力強化計画の様式及び作成の手引き等は、下記HPで公表。
- 事業継続力強化計画は、事業者の所在地を管轄する地方経済産業局で受付。

<作成の手引き等の入手先>

- ・中小企業庁 - 事業継続力強化計画HP :

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#tebiki>



手引きには**感染症対策の記載**も
ございます。

<申請書提出先>

経済産業省 北海道経済産業局	産業部 中小企業課	TEL : 011-709-1783	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎
-------------------	-----------	-----------------------	---------------------------------------

**※ 申請書の受付、認定手続きは随時行っています。
まずは北海道経済産業局中小企業課までご相談ください。**

【参考1】

**エネルギー確保等の強靱化に資する支援策例
（「令和4年度概算要求」事業）**

(1) 災害時に備えた社会的 중요インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- 避難所や医療・福祉施設等への燃料タンク等の導入を支援。

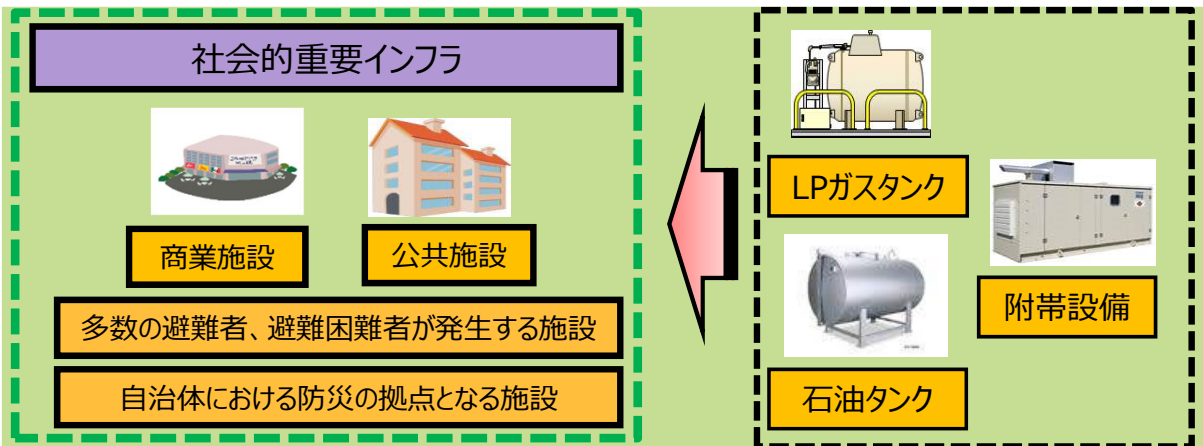
(令和4年度概算要求額：50.5億円)

【事業の概要】(以下、令和4年度概算要求資料より)

<事業目的・概要>

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション(SS)などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。
- このため、避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的 중요インフラへの燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

<事業イメージ>



【本事業活用事例】(平成29年度事業)

(有)フライヤーズカンパニー (そらちぶと調剤薬局)
(砂川市)

- 2018年9月の北海道胆振東部地震の影響により市内全域が停電。そのような中、そらちぶと薬局では、停電直後から非常用LPガス発電機が稼働、電力を自力で賄いつつ営業を継続する一方、SNSを通じ携帯電話の充電サービス告知をし、受け入れる取組も行った。
- 同薬局では、一時的な避難所として必要なLPガス設備での災害対応力の充実を図るため、災害用LPガスバルク貯槽、非常用LPガス発電機、ガスヒートポンプ(GHP)、炊き出しステーション、LED投光器を導入。



災害用LPガスバルク貯槽と非常用LPガス発電機

※本事業の令和4年度概算要求資料は次に掲載。

https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2022/pr/en/enecho_nenryou_30.pdf

(事例出所) 北海道経済産業局HP

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/jirei/jirei07.pdf>

(2) 災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

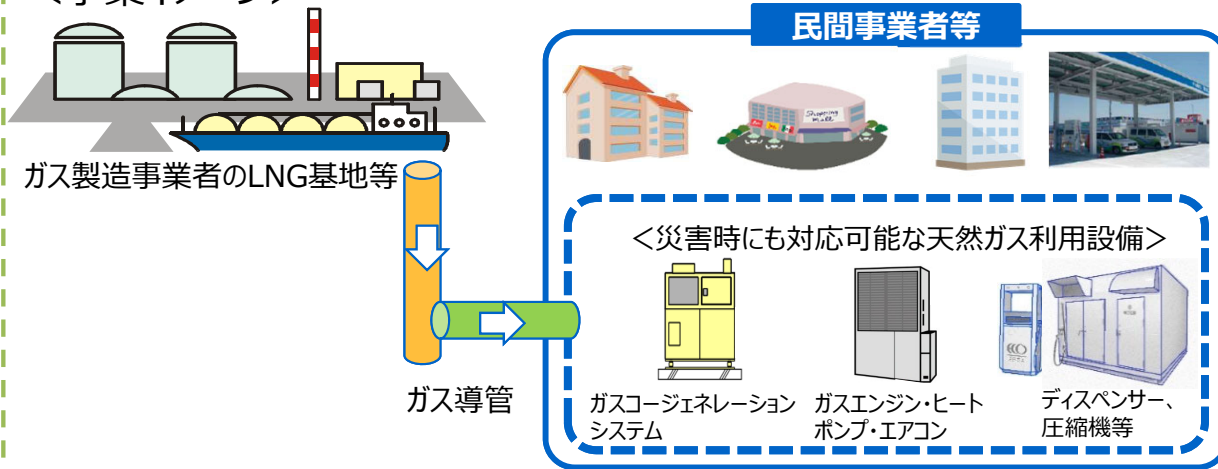
- 災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステムやガスヒートポンプ等の導入を支援。（令和4年度概算要求額：15.3億円）

【事業の概要】（以下、令和4年度概算要求資料より）

<事業目的・概要>

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

<事業イメージ>



【過去事業における近年の道内の採択例】

<令和2年度補正予算事業>

- ◆(株)長田葬祭
→停電対応型天然ガスヒートポンプエアコンの設置
(設置場所：旭川市)

<令和2年度予算事業>

- ◆(株)メディカルシステムネットワーク
→停電対応型天然ガスコージェネレーションシステム（ジェネライト）の設置
(設備所在地：札幌市)
- ◆医療法人風のすずらん会
→停電対応型天然ガスコージェネレーションシステム（ジェネライト）の設置
(設備所在地：江別市)
- ◆釧路ガス(株)
→停電対応型天然ガスコージェネレーションシステム（ジェネライト）の設置
(設備所在地：釧路市)

※本事業の令和4年度概算要求資料は次に掲載。

https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2022/pr/en/denga_taka_01.pdf

(3) クリーンエネルギー自動車導入促進補助金

- 省エネやCO2排出削減に貢献するだけでなく、災害時の電源としても活用することができる電気自動車や燃料電池自動車等のグリーンエネルギー自動車の導入及び充電インフラの設置を支援。（令和4年度概算要求額：334.9億円）

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国のCO2排出量の約2割を占めている運輸部門のCO2削減のため、環境性能に優れたグリーンエネルギー自動車の普及が重要です。 ● また、グリーンエネルギー自動車の中には、安全性を向上させる高度な機能を有した車両や、災害による停電等の発生時において非常用電源として活用できる車両もあり、その普及は、社会全体のレジリエンス向上にとっても重要となります。 ● 本事業では、導入初期段階にあるグリーンエネルギー自動車について購入費用の一部補助を通じて初期需要の創出・量産効果による価格低減を促進するとともに、グリーンエネルギー自動車の普及に不可欠な充電インフラの整備を加速します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、「グリーン成長戦略」等における、2035年までに新車販売に占める乗用車を電動車100%とする目標の実現に向け、グリーンエネルギー自動車の普及を促進します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>(1) グリーンエネルギー自動車等導入事業</p> <p>燃料電池自動車 ※補助対象例</p>  <p>電気自動車</p>  <p>プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル自動車</p> 
<p>補助（定額） 補助（定額, 2/3, 1/2等）</p> <p>国 → 民間団体等 → 購入者、設置者等※</p> <p>※(2)充電インフラ整備事業は、地方自治体、法人等の申請。</p>	<p>(2) 充電インフラ整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高速道路SA・PAの駐車場、道の駅や商業施設、SS等の施設、マンション・事業所等に設置する充電器や、外部給電に必要な充放電設備（V2H、外部給電器）の購入費及び工事費を補助します。 ● 設置場所により、よく利用される充電器が異なっており、主な充電器としては、コンセント・コンセントスタンド、普通充電器、急速充電器、超急速充電器があります。

【参考2】

BCP（事業継続計画）策定を支援するツール 等

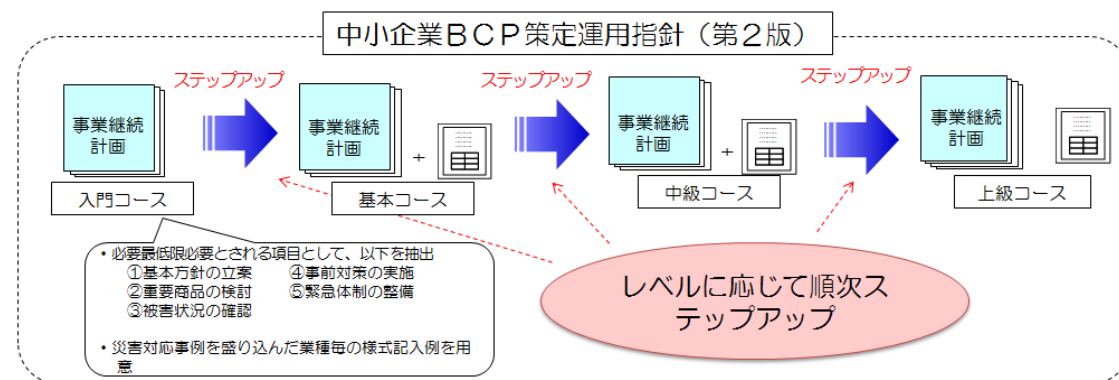
(1) 中小企業BCP策定運用指針 (中小企業庁)

- 中小企業庁では、BCP策定支援ツールとして、「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表。

中小企業BCP策定運用指針 (第2版) (2012年3月改訂)

～BCPの策定・運用に必要な事項を、事例なども入れながらわかりやすく解説した支援ツール～

- BCPに初めて取り組む方でも容易に策定できる内容となっている「入門コース」から、徐々にレベルを上げた「基本」、「中級」、「上級」の4コースを用意。策定される方が自分のレベルに合ったコースを選択し、策定することができ、訓練等の運用を通じて、改善 (ステップアップ) していくことができる。
- 必要な様式等は、HPダウンロードが可能。



<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

(例：入門コースと基本コースの策定時間目安等)

コース	目的	BCP 策定に要する日数の目安
入門コース	経営者の頭の中にある考えを BCP 様式類に記入していくことで、必要最低限の BCP を策定・運用します。	・ 経営者 1 人で 1～2 時間程度

基本コース	経営者の頭の中にある考えを BCP サイクルに沿って、BCP 様式類に目標復旧時間や緊急連絡先等の具体的な情報を記入して、BCP を策定・運用します。	・ 経営者 1 人で 1～2 日程度
-------	---	--------------------

(2) 「北海道内のBCP策定企業一覧」を公表しています (北海道経済産業局)

- 北海道経済産業局では、危機管理能力の高い中小企業の認知度を高めるとともにBCP策定の輪を広げることを目的に、「北海道内のBCP策定企業一覧」をHP上で公表。

※ 137社の社名・業種等を掲載 (2021年9月6日時点)

【掲載イメージ】

北海道内のBCP策定企業一覧

掲載日	会社名	業種	所在地	URL
2021.8.31	株式会社〇〇	建設業	札幌市……	https://……
2021.9.8	株式会社△△	製造業	旭川市……	https://……
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…

※この一覧は掲載企業からの申告に基づき作成したものであり、国はこの一覧に掲載されている情報の利用に伴って発生した不利益や問題について何ら責任を負うものではありません。情報の正確性や信頼性については、ご自身でご確認・ご判断ください。

* 実際の「BCP策定企業一覧」は次からご覧になれます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/list.pdf>

* 本一覧のほか、専門家派遣事業の概要や「中小企業BCP策定運用指針」は次から内容の確認ができます。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/index.htm>

【「北海道内のBCP策定企業一覧」登録方法】

次の必要事項を記入の上、以下の宛先までメールにてお送りください。

<宛先>

hokkaido-keizokuryoku@meti.go.jp

<必要事項> 「※」は必須事項

- ①会社名 ※
- ②業種 ※
- ③所在地 ※
- ④URL

なお、掲載内容確認のため、北海道経済産業局の担当者から連絡をさせていただくことがあります。

* 登録方法の詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/touroku.pdf>

【問い合わせ先】

経済産業省北海道経済産業局 産業部中小企業課

Tel 011-709-2311 (内線2575)

(3) 「北海道BCP推進会議」の概要

「北海道BCP推進会議」開催要領(抜粋)

平成30年4月20日
経済産業省北海道経済産業局

1. 開催趣旨

近年、全国各地で自然災害等が頻発する中、被災した場合には、地域経済の担い手である中小企業等の早期復旧が重要な課題となる。

事業資産の損失を最小限に止め、早期復旧を図るためには、緊急事態に遭遇した場合に備えて「BCP(事業継続計画)」を策定するなど、非常時における事業継続の手法や平時に行うべき活動を構築・実践することが有効である。

このため、BCPの普及、策定支援に係る関係機関・団体の一層の連携と機動的な対応を図り、道内中小企業のBCP策定率の向上等により「強い北海道経済」を構築することを目的に、「北海道BCP推進会議」を開催する。

2. 活動事項

- (1)BCPの普及、策定支援に係る情報の提供・共有
- (2)BCPの普及、策定支援に係る連携した取組の検討、実施
- (3)その他推進会議の目的達成のために必要な事項

北海道BCP推進会議 構成機関

1	一般社団法人北海道商工会議所連合会
2	北海道商工会連合会
3	北海道中小企業団体中央会
4	一般社団法人北海道中小企業家同友会
5	一般社団法人北海道機械工業会
6	北海道商店街振興組合連合会
7	一般社団法人中小企業診断協会北海道
8	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター
9	北海道よろず支援拠点
10	一般財団法人さっぽろ産業振興財団
11	株式会社北洋銀行
12	株式会社北海道銀行
13	一般社団法人北海道信用金庫協会
14	一般社団法人北海道信用組合協会
15	株式会社日本政策金融公庫 札幌支店 国民生活事業本部
16	株式会社日本政策金融公庫 札幌支店 中小企業事業本部
17	株式会社商工組合中央金庫 札幌支店
18	北海道信用保証協会
19	北海道火災共済協同組合
20	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部
21	北海道
22	経済産業省北海道経済産業局

(4) BCP策定サポート保証（北海道信用保証協会）

- BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組を支援。
- 一般保証の通常保証料率と比べて10%低率の保証制度。
- BCP策定（見直しを含む）・運用に関する**専門家の派遣も可能**（協会利用者が対象）。

<制度概要>

【対象者】

- ・BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組を行う中小企業・小規模事業者
- ・BCPは、中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針（第2版）」に基づき策定し、同指針に定める「基本コース」の内容を充足する計画が対象

【保証限度額】 2億8,000万円以内（一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内）

【保証割合】 責任共有制度の対象となる取扱に限る

【対象資金】 資金使途とする事業資金（運転・設備資金の併用可）は次のとおり

- ①BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金
専門機関への委託経費、講習会への参加費等
- ②策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組に必要なとなる資金
防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組に係る資金等
- ③BCPの策定後における事業資金

【保証期間】 一括返済/1年以内 分割返済/10年以内（据置期間1年以内）